



瑞 穂 ゴ ル フ 倶 楽 部

利用約款

(約款の適用)

第 1 条

瑞穂ゴルフ倶楽部(以下本倶楽部と称する)を利用される方は会員、非会員を問わずお互いに快適なプレーをお楽しみいただく為に、本倶楽部の諸規約並びに、本約款に従ってご利用いただけます。

(利用契約の成立)

第 2 条

本倶楽部に於いてプレーされる方は当日フロントにて所定の名簿に署名して下さい。
それにより本倶楽部は署名者の施設利用をお引き受け致します。

(利用の申込、取消料等)

第 3 条

プレーの予約申込は、受付規則に従ってご予約下さい。

ご紹介のない場合、入場をお断り致します。

取消料については、本倶楽部の所定の規程に従ってその金額をいただきます。

プレーヤーが好ましくない人物と思われる場合は、ご予約をお断りする場合があります。

(施設利用の拒絶)

第 4 条

本倶楽部は次の場合、施設の利用並びに利用の継続をお断りすることがあります。

- 満員のためスタート時間に余裕がない場合。
- 非会員については、会員の同伴又は紹介等がない場合。
- 予約をしないで来場されたとき。
- 暴力団組織又はこれに類する団体等の構成員及びその関係者、並びに暴力的不法行為を行うおそれのある者と認められるとき、又はその行為を行ったとき。
- 公序良俗に反する行為をなした場合、及びなすおそれがあると認められた場合。
- 天災等やむを得ない事情によりクローズする場合。
- その他本契約に違反した場合、並びに本倶楽部の施設を利用されることが好ましくない事由がある場合。

(休業日、開場時間)

第 5 条

本倶楽部の休場日と開場時間は規定によりますが、事情により変更する場合があります。

(金銭その他貴重品)

第 6 条

金銭その他貴重品については、各自の責任において貴重品ロッカーをご利用下さい。
また、浴室へは貴重品は絶対お持ち込みにならないで下さい。

(自動車、携帯品等)

第 7 条

駐車場等に駐車中の自動車及び携帯品について、盗難、破損等の事故が生じた場合も、本倶楽部に故意または重過失のある場合を除きその責任は負いません。

(ロッカー内の諸物品)

第 8 条

ロッカー内の諸物品について、盗難、破損等の事故が生じた場合も、本倶楽部に故意または重過失のある場合を除きその責任は負いません。

また、ロッカーキーはご自身で管理下さい。

(危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第 9 条

ゴルフは危険を伴うスポーツです。プレーヤーにはエチケット・マナーが要求され、自己の責任においてプレーすることとなっております。

キャディはプレーヤーのアドバイザーではありますが、そのアドバイスの如何にかかわらず、プレーヤーは自己の責任でプレーすることとなっております。従ってプレー中に起きた事故については、本倶楽部に故意または重過失のある場合を除きその責任は負いません。

(ティーグラウンドに於ける素振り)

第 10 条

素振りはティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外では禁止します。打順以外の方はティーグラウンドには入らないで下さい。

(飛距離の確認)

第 11 条

先行組に対しては、後続組の打者は自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないよう注意して下さい。

(打者の前方へ出ない事)

第 12 条

同伴プレーヤーは絶対に打者の前方に出ないで下さい。

(隣接ホールへの打ち込み)

第 13 条

隣接ホールへの打ち込みは特に危険です。プレーヤーは自己の飛距離方向を適切に判断し、慎重にプレーをして下さい。
打ち込んだ場合はプレーヤーに合図をして了承を得た後、自己の同伴プレーヤーに充分気をつけてプレーを続けて下さい。

(退避及び退避場所)

第 14 条

先行組のプレーヤーは後続組に対してプレーさせる場合は、後続組が全員打ち終わるまで退避所、安全な場所に避難して下さい。

(雷鳴、襲雷の場合)

第 15 条

雷鳴、襲雷の場合、他人の言動に牽制されることなく、クラブの指示に従って退避所又は安全な場所へ退避して下さい。
自己の判断により傷害等の被害を受けた場合、本倶楽部に故意または重過失のある場合を除きその責任は負いません。

(火気使用禁止)

第 16 条

コース内、ハウス内での火気は所定の場所以外では絶対に使用しないでください。
タバコの吸い殻等はよく消して灰皿に入れて下さい。
コース内はティーグラウンド以外禁煙です。

(違背の場合)

第 17 条

利用者が第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条及び第 16 条に違背し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合並びに、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 14 条及び第 15 条に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合、本倶楽部に故意または重過失のある場合を除きその責任を負いません。

(クラブの確認)

第 18 条

利用者はプレー中及びプレー終了後クラブを点検し相違がないか慎重に確認して下さい。

クラブの不足、折損等については、本倶楽部に故意または重過失のある場合を除き責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第 19 条

利用者の故意又は過失により、本倶楽部の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払っていただきます。

(施設内への持ち込み品)

第 20 条

施設内へは下記のものを持ち込むことをお断り致します。

- 動物等ペット類
- 著しく悪臭を放つもの
- 鉄砲、刀剣類
- 発火、爆発するおそれのある危険物
- 騒音を発するもの
- 施設利用者以外の車両

(行為の禁止)

第 21 条

施設内では下記の行為はお断り致します。

- とばく、その他風紀を乱す行為
- 物品の販売、宣伝広告等の行為
- 利用者以外のコース内立ち入り（許可した場合を除く）
- 他人に迷惑を及ぼし、また不快感を与える行為
- 写真撮影、録音等の行為（許可した場合を除く）

(改廃等)

第 22 条

- 本約款は民法第 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、会社は以下の場合に、本約款を変更することがあります。
 - 本約款の変更が、利用者一般の利益に適合するとき。
 - 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 前項により、会社が本約款を変更する場合、本約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力の発生日について、効力発生日以前に開示します。
- 変更後の本約款の効力発生日以降に、利用者が当ゴルフ場を利用したときは、本約款の変更に同意したものとみなします。
- 本約款に定めのない事項および、諸規則の解釈に疑義を生じた場合の措置は会社が定めるものとします。

[ハウスルール]

1. 服装について
クラブハウス内には品格ある着衣にてご来場下さい。

2. クラブハウスご利用において
食堂、談話室等では静粛に願います。

3. 浴室ご利用において
浴室へは備え付けのスリッパにてご入室下さい。
イレズミ等他人に恐怖感を与える方の入浴はお断り致します。
浴室への貴重品の持ち込みはお断り致します。

- 附則
- この約款は平成 14 年 6 月 5 日から発効するものである。
 - この約款は 2020 年 7 月 1 日改定。

以上